

第5章 環境影響要因及び環境影響評価の項目

5-1 環境影響要因

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を、事業の「施設等の存在」、「施設の供用」及び「工事の実施」の各段階について抽出した。その結果を表5-1に示す。

施設の供用の区分に関して、本事業は主に物流倉庫、製造工場などを想定した産業集積用地の土地造成事業であり、施設整備の事業主体や誘致企業の業種、整備施設は現時点において未定であることから、施設の供用による影響については、造成面積や地理的状況から経済産業省の「工業統計調査」や環境省の「大気汚染物質排出量総合調査」などを参考に施設の建物面積や供用時の大気汚染物質排出量等を設定することにより実施する。なお、誘致予定の企業に対しては、関係法令を遵守し、有害物質、悪臭物質等の排出及び環境影響の低減を盛り込んだ協定を締結することを進出の前提とする。

表 5-1 環境影響要因の内容

区 分	環 境 影 響 要 因
施設等の存在	・ 造成地の存在
施設の供用	・ 上物施設の供用 ・ 上物施設関係車両の走行
工事の実施	・ 建設機械の稼働 ・ 工事関係車両の走行 ・ 土地の改変

5-2 環境影響評価項目

大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針」（平成11年 大阪府告示第555号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、土壌汚染、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、文化財、廃棄物・発生土及び地球環境（地球温暖化）の16項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果は表5-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目	環境影響要因の内用						選定する理由・選定しない理由
	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
小項目	造成地の存在	上物施設の供用	上物施設関係車両の走行	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	土地の改変	
二酸化硫黄							建設機械の稼働及び工事関係車両・施設関連車両の走行に伴い排出ガスに含まれるが、燃料に含まれる硫黄分や排出ガス中に含まれる二酸化硫黄は少なく、大気質への影響は想定されないことから選定しない。
二酸化窒素		○	○	○	○		上物施設の供用、上物施設関係車両・工事関係車両及び建設機械の稼働による排ガスの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
一酸化炭素							一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車において発生源対策が進んでいるため、環境中の濃度は年々改善されている状況であるため選定しない。
浮遊粒子状物質		○	○	○	○		上物施設の供用、上物施設関係車両・工事関係車両及び建設機械の稼働による排ガスの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
光化学オキシダント							光化学オキシダントは大気中に排出された「窒素酸化物」(NO _x)と「揮発性有機化合物」(VOC)が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて「光化学反応」を起こして変質し、二次的に生成される物質である。発生源は様々であり、複雑な生成メカニズムであるため予測手法は確立されていない。事業による影響予測が困難なため選定しない。
非メタン炭化水素							非メタン炭化水素の主な発生源は、印刷、塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラントなどであり、本事業では想定されないため選定しない。
全炭化水素							炭化水素(HC)の主な発生源は、化学工場やガソリンスタンドなどであり、本事業では想定されないため選定しない。
ベンゼン							ベンゼンは原油に含まれており、大気中におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスであるが、ガソリン中のベンゼン等の含有量の基準を定めた環境庁告示及び通商産業省令が改正されるなど発生源対策が進んでおり、影響は想定されないことから選定しない。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン							トリクロロエチレンは、電子機器や精密機器の部品などの脱脂洗浄剤のほか、溶剤、香料の抽出剤、テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤、金属を侵さず不燃性のため電子機器や金属部品の洗浄剤、溶剤、ジクロロメタンは、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤などに用いられるが、本事業においては使用が想定されないため、選定しない。

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。

表 5-2(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
		造成地の存在	上物施設の供用	上物施設関係車両の走行	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	土地の改変	
大気質	ダイオキシン類							本事業による発生は想定されないことから選定しない。
	微小粒子状物質							微小粒子状物質 (PM2.5) には、物の燃焼などによって直接排出されるもの (一次生成) と、環境大気中での化学反応により生成されたもの (二次生成) とがある。発生源は様々であり、複雑な生成メカニズムであるため予測手法は確立されていない。事業による影響予測が困難なため選定しない。
	水銀							本事業による発生は想定されないことから選定しない。
	粉じん等				○	○	○	建設機械・工事関係車両の稼働、走行と、土地の改変 (裸地) による粉じんの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
水質・底質	生活環境項目						○	土地の改変による下流河川の水質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	健康項目	○					○	土地の改変及び造成地の存在による下流河川の水質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。

表 5-2(3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
		造成地の存在	上物施設の供用	上物施設関係車両の走行	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	土地の改変	
地下水	水質	生活環境項目						地下水汚染の原因となる有害物質を排出する行為はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		健康項目						
	その他（水位）	○					○	土地の改変及び造成地の存在による地下水利用への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
騒音	等価騒音レベル等		○	○	○	○		上物施設の供用、上物施設関係車両・工事関係車両及び建設機械の走行、稼働による騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	騒音レベルの 90%レンジ上端値等				○			
振動	振動レベルの 80%レンジ上端値等		○	○	○	○		上物施設の供用、上物施設関係車両・工事関係車両及び建設機械の走行、稼働による振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
低周波音	G 特性音圧レベル等		○					上物施設の供用による低周波音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
悪臭								悪臭物質を発生させる上物施設は想定していないこと、近隣住宅地と施設用地とは十分に隔離をとり、緑地を設置することから、環境影響評価項目として選定しない。
地盤沈下								地下水の採取はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
土壤汚染							○	土壤汚染の原因となる有害物質を排出する行為は計画していないが、土地改変を行うことから環境影響評価項目として選定する。
日照阻害	日照の状況							日影に影響を及ぼす高層の構造物の計画は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
電波障害	テレビジョン電波受信障害の状況							電波障害を引き起こす可能性のあるような高層の構造物は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。

表 5-2(4) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
項目	小項目	施設等の存在	施設の供用			工事の実施		
		造成地の存在	上物施設の供用	上物施設関係車両の走行	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	土地の改変	
気象	風向・風速							本事業は平坦な土地を造成するものであり、周辺の気象状況に影響を及ぼす行為は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	気温							
地 象		○					○	造成地の存在及び土地の改変による土地の安定性への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
水 象	河川水象	○					○	造成地の存在及び土地の改変による流量等の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	湖沼水象							事業の実施による湖沼及び海域の水象への影響は想定されないことから選定しない。
	海域水象							
陸域生態系	陸生動物	○				○	○	造成地の存在、建設機械の稼働及び土地の改変による動物への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する
	陸生植物	○					○	造成地の存在及び土地の改変による植物への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	淡水生物	○					○	造成地の存在及び土地の改変による淡水生物への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	陸域生態系	○				○	○	造成地の存在、建設機械の稼働及び土地の改変による陸域生態系への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する
海域生態系	海域生物	○						事業の実施による山林改変に伴い、栄養塩の変化などの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	海域生態系	○						

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。

表 5-2(5) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連及び抽出結果

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
項目	小項目	施設等の存在	施設の供用			工事の実施		
		造成地の存在	上物施設の供用	上物施設関係車両の走行	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	土地の改変	
人と自然との触れ合いの活動の場		○		○		○		事業計画地の周辺にハイキングコースが存在することから、環境影響評価項目として選定する。
景 観	自然景観	○						事業計画地内・周辺に展望台等の眺望点あり、造成地の存在による眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	歴史的・文化的景観							
	都市景観							
文化財	有形文化財等							事業計画地内・周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、環境影響評価項目として選定する。
	埋蔵文化財						○	
廃棄物・発生土	一般廃棄物		○					上物施設の供用による一般廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
	産業廃棄物		○				○	土地の改変による伐採樹木等の廃棄物及び上物施設の供用による産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
	発生土							土地の改変による残土が発生する行為はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地球環境	地球温暖化		○	○	○	○		上物施設の供用、上物施設関係車両・工事関係車両の走行及び建設機械の稼働による温室効果ガスが排出することから、環境影響評価項目として選定する。
	オゾン層破壊							造成後に立地する上物施設は新規工場であり、オゾン層破壊物質の使用はないことから、環境影響評価項目として選定しない。

注：「○」は環境影響評価項目に選定した項目を、無印は影響を及ぼすおそれがない又はほとんどないと考えられる項目を示す。